

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	元白旗地区 (辺場・古閑・八丁)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月27日、令和7年2月6日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区域内の農地はほとんどが水田で、米、麦、大豆を主体とした土地利用型農業が行われているが農業従事者の高齢化により、今後は離農する農家の増加が予想される。
このため、耕作放棄地に繋がらないよう農事組合法人や認定農業者が受け皿となることで対応している。
農地の受け手でもある認定農業者は、50代から60代であり、あまり問題ないが、農事組合法人元白旗については構成員も高齢化となっており、今後は労働力の確保をどのように図るかが課題となっている。
その他、熊本地震で被災したため排水に問題がある農地も若干あるため、早急な対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、本町でも有数の水田地帯であり、認定農業者や農事組合法人元白旗が地域の担い手として米、麦、大豆を主体とした土地利用型農業が行われている。今後も、農業従事者の減少が予想されるため、農事組合法人や認定農業者を主体に農地の利用集積を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
- ・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の集積については、地域の中心経営体である農事組合法人及び認定農業者5経営体に図っていくが、作業の効率化や収益性の面から考えると農地の集団化が重要である。このため、地域の中心経営体である農事組合法人や認定農業者との意見交換を進め、集団化が計画的に行えるように斡旋を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
効率的な営農が図られるためには、農地の集積を図ることが重要となるため農地中間管理機構が持つ特性を有効に活用し、農地の集団化が図れるよう進める。 その他、農地中間管理機構を活用することで農地の貸借に関するトラブル等を未然に防ぐことが出来ることをPRすることにより安心して賃借ができる環境づくりを図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S38～40 第1次農業構造改善事業 区画整備 実施済。 S55～57 団体営白旗地区かんがい排水対策事業 かんがい排水の整備 実施済。 H1～2 新農業構造改善事業 用排水の整備 実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在は、米、麦、大豆を主体とした土地利用型農業が行われているが、この地域のほとんどが水はけも良く、施設園芸に適した圃場を有している。 このため、以前はハウス栽培が盛んでメロンやニラが栽培されていたが農業従事者の高齢化により、現在は栽培されている農家はほとんどいなくなってきた。今後は、この地域の地理的条件を生かしながら多様な経営体が確保できるようPR活動やJA上益城と連携しながら営農指導の強化に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払事業(元白旗資源保全会)を活用し、農道・水路の草刈りや泥上げ、補修などの保全管理を継続する。